

鬼北町建設工事請負業者選定要綱の一部を改正しました。

(業者の格付)

第3条に次の1号を加えました。

- (5) 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年愛媛県告示第607号)に規定する格付けを準用するものとする。ただし、準用できない場合は、D等級とする。

(業者の選定及び発注区分)

第7条第2項の表を次のように改めました。

工事種別	等級	発注工事1件ごとの設計工費
土木 その他	A	全工事
	B	5,000万円未満
	C	3,000万円未満
	D	1,000万円未満
建築	A	全工事
	B	6,000万円未満
	C	3,000万円未満
	D	1,500万円未満

↓

工事種別	等級	発注工事1件ごとの設計工費
土木	S	全工事
	A	30,000万円未満
	B	5,000万円未満
	C	3,000万円未満
	D	1,000万円未満
建築	A	全工事
	B	6,000万円未満
	C	3,000万円未満
	D	1,500万円未満
その他	A	全工事
	B	5,000万円未満
	C	3,000万円未満
	D	1,000万円未満

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。